



立川市立第六小学校 学校だより

# ひまわり



立川市立第六小学校

〒190-0021

東京都立川市羽衣町2-29-22

TEL 042(523)5248

FAX 042(529)0859

校長 田野倉 宏美

令和6年

5月号



立川市立第六小学校  
キャラクター  
「ひまわり」

5月になりました。新年度の始業式・入学式からアツという間の気がします。子ども達の意欲と頑張ろうとするエネルギーは、とても強くどの学年も1か月前とは明らかに変化をしています。

4月は「知る」ことの多い月といえます。では、5月はどんな月なのでしょう。私は「合意形成」の月といえるのではないかと思います。お互いを知り合い（新しい先生に対しても同様に）違いを発見したり、思わぬ共通点を見つたりしながら、新たにそれぞれが集団の成員としてクラスや学年を作っていく時期です。

六小の子ども達は、お互いの意見をきき合うことが上手であると感じます。低学年のころからお友達の話に体を向けてきいたり、「ああ、なるほど。」「そうそう。」などと相槌をうったりしながら過ごしています。おそらく、ご家庭でも保護者の方々がそのようにして受け止めてくださっているからなのだと思います。中高学年の教室には「聴」という掲示物がある学級もあります。漢字を分解し「耳+（プラス）目と心」を使って話をきこう。（Hearでなくlistenですね。）ということをや学級で話したのだと思います。毎日のやり取りや授業の中でこうした取組が学校での子ども達の様子をつくっているのだと思います。（余談になりますが、朝会などで私が前に立った時、「静かにしましょう」「注目しましょう」などの言葉は、いりません。ほぼ全てといって良いほど、子ども達は視線を向けてくれます。そして、話の内容をしっかりと受けとめ、後で感想などを届けてくれる児童もいます。気の引き締まる思いです。）

子ども達には、これから「相手を尊重しながら、自身の意見を表出する」ことを意識してほしいと思っています。大人でも難しいことですが、どのような視点をもっていけばそうした主張の仕方ができるのかとか、話し合いにおけるお互いの理解、相手の嫌がっている点と自分が嫌だと感じている点を避けながらポイントを探すなどの経験を重ねてほしいなと思います。

みんなで素敵なクラス、学年、学校をつくっていきましょう。

校長 田野倉 宏美

## 5月の指導目標

- 生活目標 相手を大切にしたり呼び方で、友達を呼ぼう
- 保健目標 姿勢を正そう
- 給食目標 食事のマナーを身に付けよう

# 5月 行事予定



日	曜	行事
1	水	日光移動教室説明会⑥ 視力検査②⑤
2	木	C時程 安全指導 個人面談(2) 視力検査③
3	金	憲法記念日
4	土	みどりの日
5	日	こどもの日
6	月	振替休日
7	火	C時程 個人面談(3) 視力検査④
8	水	C時程4時間授業(6の2のみ5時間授業)
9	木	C時程 個人面談(4) 視力検査①⑥
10	金	聴力検査①② 委員会活動 QUテスト
11	土	
12	日	
13	月	全校朝会
14	火	内科検診④⑤⑥
15	水	日光移動教室1日目⑥
16	木	日光移動教室2日目⑥

日	曜	行事
17	金	日光移動教室3日目⑥
18	土	
19	日	
20	月	いじめ解消・暴力根絶週間始 避難訓練
21	火	なかよし班顔合わせ 内科検診①②③
22	水	耳鼻科検診(全)
23	木	眼科検診(全)
24	金	4時間授業(5の1のみ5時間授業) 心の劇場⑥
25	土	C時程 学校公開2・4校時 セーフティ教室3校時
26	日	
27	月	振替休業日
28	火	体カテスト始(全)
29	水	八ヶ岳自然教室説明会⑤
30	木	尿検査2次
31	金	クラブ活動 SCIによる全員面接⑤

## お知らせ

地域巡りやホテルの活動、起業家教育プログラムなど、第六小学校の『立川市民科』の活動は多岐に渡ります。今後もさらに活動を充実させていくために、保護者の皆様や地域の方の専門的な知識や技能を生かしていけるようなシステムを作ろうと考えています。ゴールデンウィーク明けにお知らせを配布しようと考えています。お知り合いで該当する方がいらっしゃったら紹介していただけるとありがたいです。

## 自転車の乗り方

自転車は道路交通法で軽車両と位置付けられ、車の仲間には分類されています。ですから車としてのルールを守らなくてはならないし、また乗る際のマナーにも気を付けていきたいところです。

自転車の事故で一番多いケースは出合い頭の衝突だそうです。全体の55%を占め、重大事故になってしまうことも多いです。狭い路地から大通りへ出るときは特に一時停止を心掛け、自分や相手の身を守る運転をしなくてはなりません。また自転車は原則車道左側を通行します。歩道を通行できる場合は車道側を徐行し、歩行者の妨げになるような場合は一時停止が鉄則です。

時折、歩道を歩いていて後ろから自転車に【チリンチリン】と鳴らされるような時がありますが、これは自転車運転のルールからいえば間違いです。道路交通法の改定により、ヘルメットの着用も努力義務として私たちに課せられています。

マナーについては、「これはダメ。あれはダメ。」という指導ではなく、相手の身になって考え、自分の行動を決めていくというスタンスが重要だと思っています。

この機会に、自転車に乗る際のルールとマナーについてご家庭でも話題にしていいただければと思います。